

ID: 28

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

処分の概要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立打出教育文化センター条例 第6条第3項ただし書
例 規 番 号	平成2年条例第21号

【根拠条文】

(使用料)

- 第6条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。
- 2 市長は、前項に定める使用料について、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。
- 3 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

別表(第6条関係)

施設使用料金表

室名	広さ	収容人員	使用料金		
会議室・和室			午前9時～正午	正午～午後6時	午後6時～午後9時
大会議室	135m ²	72人	1時間につき 1,450円	1時間につき 1,270円	1時間につき 1,620円
小会議室	50m ²	24人	1時間につき470円	1時間につき430円	1時間につき550円
和室	18畳	18人	1時間につき740円	1時間につき630円	1時間につき810円
調理スペース	48m ²	17人	午前9時～正午	正午～午後2時30分	午後2時30分～午後5時
			2,880円	2,400円	2,400円

備考 使用時間は、準備及び整理等に要する時間を含む。

【基準】

根拠条文及び芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則第9条の規定による。

(使用料の返還)

- 第9条 条例第6条第3項ただし書の規定による使用料の返還は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 全額を返還する場合
- ア 天災地変等使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責任でない理由によって使用することができないとき。
- イ 公益上の理由又は教育委員会の都合によって使用許可を取り消したとき。
- (2) 50パーセントを返還する場合
- 使用者が使用日の14日前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。
- 2 前項の返還を受けようとする者は、施設使用取消申請書兼請求書(様式第3号)に施設使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6条第3項に定める方法に

より、使用許可の申請をした者については、この限りでない。

標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日